

## 役員等報酬規程

社会福祉法人三和会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三和会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(1) 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とするものをいう。

常勤とは、週に1日以上理事・監事として勤務する者であり、常勤理事、常勤監事という。

(2) 非常勤役員とは役員のうち常勤役員以外の者をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の会議出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により会議日当を支払うものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により会議日当を支払うこととする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長（常任理事）は職務執行の対価として、理事長（常任理事）の月額報酬は別紙2により決定し支給する。但し、勤務状況の変動や、法人業績の著しい低下に伴い月額報酬を降級する場合もある。理事長（常任理事）は法人職務証跡としてタイムカードで出勤状況を明確にする。理事長（常勤理事）は理事会および評議員会等に出席してもいずれの会議日当も支払わないものとする。

2 役員が会議（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により業務報酬を支払うものとする。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表3により業務報酬を支払うものとする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により会議日当を支払うものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により業務報酬を支払うものとする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により会議日当を支

払うものとする。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る会議日当は支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員にかかる業務を行った場合であっても、業務報酬は支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表 2 により業務報酬を支払うものとする。

#### （出張旅費）

第 7 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費等を支給するものとする。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費として支給する。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することが出来る。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算してもよいものとする。

#### （兼務役員）

第 8 条 施設の職員を兼務する役員は、職員給与を支給し役員報酬等は支給しない。

#### （公表）

第 9 条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### （改廃）

第 10 条 この規程の改廃は評議員会の決議によって行なう。

この規程は、平成 24 年 1 月 27 日より適用する。

この規定は、平成 26 年 3 月 14 日より適用する

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日より適用する

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

この規定は、令和 4 年 2 月 7 日より適用する。

